

○道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて（令和2年6月5日付け国道利第6号）

最終改正：令和4年3月11日国道利第36号

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条第3項及び開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和42年建設省令第29号。以下「規則」という。）第3条第3項に基づく占用料の減免措置並びに特殊な占用物件の令及び規則別表適用の取扱いについては、下記3(1)から(3)までに掲げる通知によることとしているところ、これらの取扱いについては、下記1及び2のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 令第19条第3項及び規則第3条第3項に基づく減額措置

- (1) 占用料を減額するもの
別表1のとおり
- (2) 占用料を免除するもの
別表2のとおり

2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用 別表3のとおり

3 附則

本通知の発出に伴い、次の(1)から(3)までに掲げる通知の一部を、それぞれ別紙1から別紙3までのとおり改正する。

- (1) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和42年11月13日付け建設省政発第90号） … 別紙1
- (2) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の施行の施行について」（同日付け建設省政発第90号の2） … 別紙2
- (3) 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」（同日付け建設省政発第90号の3） … 別紙3

別表 1

	減額対象となるもの	占用料額
1	民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係るもの	令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額
2	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識	
3	駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
4	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	令及び規則で定める額に25%を乗じて得た額
5	地下街のく体内に存する公共施設である地下駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された地下駐車場）	令及び規則で定める額に4分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ロに掲げるもの）
6	地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等	令及び規則で定める額に2分の1を乗じて得た額 （「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）ハに掲げるもの）
7	アーケード	令及び規則で定める額に20%（積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては10%）を乗じて得た額 （積雪の度が特にはなはだしい地域及び降灰地域にあつては、道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することも差し支えない。） （「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（5）に掲げるもの）

8	公益法人が設ける有線テレビ (CATV) の架空道路縦断電線	令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額
9	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
10	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告 (以下「添加広告」という。) 及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告 (突出看板) のうち、表裏2面に表示しているもの	令及び規則で定める額に70%を乗じて得た額 (添加広告のうち、巻付広告については、令及び規則で定める額に35%を乗じて得た額。) (「占用料徴収事務の取扱いについて」(平成8年1月26日付け建設省道政発第3号、第3号の2及び第3号の3)の記1(6)に掲げるもの)
11	別表2の22を除き、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人から出資を受け、主として地下鉄の形態により公共的な目的をもって設立された事業主体 (以下「地下鉄道事業者」という。) の保有する鉄道等に係るもの	令及び規則で定める額に25%を上限として地方整備局長、沖縄総合事務局長若しくは北海道開発局長又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「地方整備局長等」という。) が当局との事前協議を経て定める率を乗じて得た額
12	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%未満のもの	令及び規則で定める額に17%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。) (「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」(平成元年10月23日付け建設省道政発第59号、第59号の2及び第59号の3)の別紙1及び4に掲げるもの)
13	第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	令及び規則で定める額に13%を乗じて得た額 (事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。) (「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」(平成元年10月23日付け建設省道政発第59号、第59号の2及び第59号の3)の別紙2及び4に掲げ

		るもの)
14	別表1の12又は13にかかわらず、第3セクターの地下鉄道事業者が第3種鉄道事業を営業者の場合において、当該第3セクターの地下鉄道事業者の所有する鉄道線路について使用し又は譲渡を受けようとする者が、別表2の1、3及び22の適用を受ける者（以下「免除事業者」という。）であるとき、又は第3セクターの地下鉄道事業者が免除事業者と相互乗り入れを行う場合	<p>令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（事業主体の経営状況等を勘案して必要と認められる場合には、その70%相当額を限度としてさらに減額することができる。）</p> <p>（「鉄道施設に係る占用料徴収事務の取扱いについて」（平成元年10月23日付け建設省政発第59号、第59号の2及び第59号の3）の別紙3及び4に掲げるもの）</p>
15	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋	<p>令及び規則で定める額に50%を乗じて得た額</p> <p>（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省政発第37号）の記2に掲げるもの）</p>
16	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	<p>基地局1基当たり令及び規則で定める額に30%を乗じて得た額</p> <p>（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（4）に掲げるもの）</p>
17	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省政発第35号）における共同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ電線の芯線の一部のみを所有する場合	<p>単独で電線を敷設する場合の占用料の額の3分の1を乗じて得た額</p> <p>（「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（平成9年3月14日付け建設省政発第35号）の記6（2）に掲げるもの）</p>
18	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号）の記1（3）の期間における記1（2）に該当するもの	<p>令及び規則で定める額に70%を乗じて得た額（他の減額措置を講じる場合は、他の減額措置を講じた後の額に70%を乗じて得た額）</p> <p>（「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号、第46号）の記1（4）前段に掲げるもの）</p>

19	<p>令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備</p>	<p>左記の占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）</p>
20	<p>都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第16条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>（ただし、別表2の39に該当する場合を除く。）</p>	<p>（「道路占有制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（平成25年7月1日付け国道利第3号）の記1、2及び3に掲げるもの）</p>
21	<p>国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第19条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>④ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>⑤ 次に掲げるもので、協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</p> <p>イ 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>ウ 看板、標識、旗ざお、幕及びア</p>	<p>左記の占有物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額（ただし、別に定める減額措置は適用しない）</p> <p>（「道路占有制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」（平成26年7月22日付け国道利第12号）の記1、2に掲げるもの）</p>

	<p>ーチ</p> <p>(ただし、別表2の39に該当する場合を除く。)</p>	
22	<p>中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成10年政令第263号)第5条に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>(ただし、別表2の39に該当する場合を除く。)</p>	
23	<p>電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)</p>	<p>令及び規則で定める額に80%を乗じて得た額</p> <p>(「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号)の記1(2)ア及び記2(2)に掲げるもの)</p>
24	<p>別表1の23と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)</p>	<p>令及び規則で定める額に9分の1を乗じて得た額</p> <p>(「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号)の記1(2)イ及び記2(2)に掲げるもの)</p>
25	<p>令第16条の2に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>② ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの</p> <p>③ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの</p> <p>④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの</p>	<p>左記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)が行われる場合にあっては、令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)</p> <p>(「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について」(令和2年11月25日付け国道利第24号)の記第2の1(1)アからカまで及び4に掲</p>

	<p>⑤ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>⑥ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの</p> <p>ア 広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>イ 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>ウ 看板、旗ざお、幕及びアーチ (ただし、別表2の39に該当する場合を除く。)</p>	<p>げるもの)</p>
26	<p>令第16条の3に掲げる以下のもの</p> <p>① 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であって、災害時において住民その他の者(以下「住民等」という。)に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの</p> <p>② 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの</p> <p>ア ベンチその他これに類する工作物であって、物資の保管その他災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。)の実施に資する機能を併せ有するもの</p> <p>イ 貯水槽その他これに類する施設</p> <p>ウ 太陽光発電設備及び風力発電設備</p> <p>エ 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地における防災拠点自動車駐</p>	<p>令及び規則で定める額に10%を乗じて得た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない。)</p> <p>(「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」(令和3年9月24日付け国道利第27号ほか)の記2(3)及び別紙1(1)アからウまでに掲げるもの)</p>

	<p>車場に設ける食事施設、購買施設 その他これらに類する施設（高速 自動車国道又は自動車専用道路に 設ける休憩所、給油所及び自動車 修理所を除く。）でこれらの道路の 通行者又は利用者の利便の増進に 資するもの</p> <p>③ 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設 （非常用の電気又は熱の供給施設を いう。）その他これらに類する施設 で、災害応急対策の的確かつ円滑な 実施のため必要であると認められる もの</p>	
27	<p>前各号に掲げるもののほか、慣行等か ら令及び規則で定める額の占用料を徴収 することが不適當であると地方整備局長 等が当局との事前協議を経て認めたもの</p>	<p>令及び規則で定める額に地方整備局 長等が当局との事前協議を経て定める 率を乗じて得た額</p>

別表 2

	免除するもの
1	地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの
2	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの
3	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係るもの（主として地下鉄の形態により鉄道事業を営業者の保有する鉄道等に係るものを除く。）であって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合 なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は、軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない
4	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの
5	街灯（アーチ型のものを除く。）
6	農道、林道その他の公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
7	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱
8	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱
9	公共的団体が設置する有線放送電話柱
10	公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者を除く。）若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）
11	ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
12	公共的団体が設ける水管及び下水道管
13	積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ
14	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
15	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
16	カーブミラー
17	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するもの
18	地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。）

19	<p>「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）の記1①から④までのいずれにも該当する架空の各戸引込電線</p> <p>（「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」（平成18年12月20日付け国道利第42号）2（4）に掲げるもの）</p>
20	<p>地下街のく体内に存する公共施設である地下通路（店内通路を除く）</p> <p>（「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（1）イに掲げるもの）</p>
21	<p>公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線</p>
22	<p>東京地下鉄株式会社の保有する鉄道等に係る占用料は、路上施設（通風孔、出入口等）に係るものを除き、当分の間、徴収しない</p>
23	<p>高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋</p> <p>（「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）の記1に掲げるもの）</p>
24	<p>「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線</p> <p>（「無線基地局の道路占用の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国道利第32号）の別紙6（2）に掲げるもの）</p>
25	<p>水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの</p> <p>（「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号、第3号の2及び第3号の3）の記1（7）に掲げるもの）</p>
26	<p>「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線</p> <p>（「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）の別紙6（3）に掲げるもの）</p>
27	<p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）の記2において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの</p> <p>（「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）の記5に掲げるもの）</p>

28	<p>「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める支持柱 （「「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」に基づいて設置される物件に係る占用料の取扱い等について」（平成16年5月17日付け国道利第15号）の記2に掲げるもの）</p>
29	<p>「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号）の景観重要道路における既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されているものにつき、当該通達の記1（2）に該当するものとして、当該年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの （「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」（平成17年3月31日付け国道利第45号、第46号）の記1（4）後段に掲げるもの）</p>
30	<p>バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所</p>
31	<p>建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの</p>
32	<p>電気事業者及び電気通信事業者が設置する支柱及び支線 （「道路管理システムの導入に伴う占用許可事務の取扱いについて」（平成3年3月29日付け建設省道政発第31号）の記5（1）に掲げるもの）</p>
33	<p>道路協力団体指定準則（令和元年9月5日付け国道環第41号別紙）に基づき指定された道路協力団体が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の27の規定に基づき、道路協力団体はその業務として行う道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の21第2号に掲げる道路の占用に係るものについては、当分の間、占用料を免除する （「道路協力団体が業務として行う道路占用に係る占用料の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第23号、国道環第98号）の記1に掲げるもの）</p>
34	<p>道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。下記別表2の35において同じ。） （「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1（1）ア及び記2（1）に掲げるもの）</p>
35	<p>電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの （「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号）の記1（1）イ及び記2（1）に掲げるもの）</p>

36	<p>無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が地中に設ける管路等（「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3(1)に掲げるもの）</p>
37	<p>NTTコミュニケーションズ株式会社が所有・管理していた管路等について、NTTインフラネット株式会社への占有者の変更手続として、年度の途中に新規に占有許可を与えられた場合 （「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3(4)に掲げるもの）</p>
38	<p>令和2年6月5日から令和4年9月30日までの間、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）の記1に定める沿道飲食店等の路上利用に伴う占有物件について、当該物件の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合 （「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）の記2に掲げるもの）</p>
39	<p>令和4年3月11日から令和4年9月30日までの間、沿道の飲食店等がテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のために設置する施設（仮設でないものを含む。）について、当該施設の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合 （「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について」（令和4年3月11日付け国道利第35号）の記に掲げるもの）</p>
40	<p>法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設については、令和2年11月25日から令和13年3月31日までの間、占有料を免除する （「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」（令和2年11月25日付け国道利第22号、国道交シ第58号）の記2に掲げるもの）</p>
41	<p>前各号に掲げるもののほか、慣行等から占有料を徴収することが不相当であると地方整備局長等が当局との事前協議を経て認めたもの</p>

別表 3

	令別表に掲げる占有物件		適用するもの
1	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱	ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱
2		第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱	電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）
3		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）
4		路上に設ける変圧器	路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
5		地下に設ける変圧器	地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等
6		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置
7		その他のもの	バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器
8	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		鉱石運搬のための索道及びその保安施設
9	法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア
10	法第32条第1項第6号に掲げる施設		コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
11	令第7条第1号に掲げる物件	看板	ショーウィンド及びサインポール
12		標識	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停留所標識
13		アーチ	アーチ型の街灯

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号）

(下線部分が改正部分)

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・<u>「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「通知」という。)</u>別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・<u>通知別表2</u>のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>通知別表1</u>の減額対象となるもの及び占用料額並びに<u>通知別表2</u>の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長又は沖縄総合事務局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 特殊な占用物件の令別表適用 <u>通知別表3</u>のとおり</p> <p>5 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、地方整備局長又は沖縄総合事務局長<u>(以下「地方整備局長等」という。)</u>は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 特殊な占用物件の令別表適用 別表3のとおり</p> <p>5 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号の2）
（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>I (略)</p> <p>II 規則の制定等について</p> <p>1 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項及び規則第3条第3項 <u>(イ) 占用料を減額するもの・・・「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「通知」という。)別表1のとおり</u> (ロ) 占用料を免除するもの・・・<u>通知別表2</u>のとおり (ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例 (イ) (略) (ロ) <u>通知別表1</u>の減額対象となるもの及び占用料額並びに<u>通知別表2</u>の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令及び規則別表で定める占用料の額の範囲内で、北海道開発局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用 <u>通知別表3</u>のとおり</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>I (略)</p> <p>II 規則の制定等について</p> <p>1 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項及び規則第3条第3項 (イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり (ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり (ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例 (イ) (略) (ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令及び規則別表で定める占用料の額の範囲内で、北海道開発局長は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 特殊な占用物件の令及び規則別表適用 別表3のとおり</p> <p>3 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>

○道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和42年11月13日付け建設省道政発第90号の3）
（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・<u>「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて」</u>(令和2年6月5日付け国道利第6号。以下「通知」という。)別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・<u>通知別表2</u>のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>通知別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに通知別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 占用料の額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第19条第3項</p> <p>(イ) 占用料を減額するもの・・・別表1のとおり</p> <p>(ロ) 占用料を免除するもの・・・別表2のとおり</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(3) 占用料の特例</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 別表1の減額対象となるもの及び占用料額並びに別表2の免除するもの又は経過措置に係る各規定にかかわらず、これらによることが著しく不相当と認められる特別の事情が存する場合には、令別表で定める占用料の額の範囲内で、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>（以下「機構」という。）は当局との事前協議を経て別に取り扱うことができる。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>3 特殊な占用物件の令別表適用 <u>通知別表3</u>のとおり</p>	<p>3 特殊な占用物件の令別表適用 別表3のとおり</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>別表1 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>別表2 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>別表3 (略)</p>